

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 食鳥処理衛生管理者の解任命令 |
| 概要 | <p>食鳥処理衛生管理者は次の項目に該当する場合に解任が命じられることがある。</p> <p>①食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に違反した場合 ②食鳥処理に従事する者の監督の職務を怠ったとき ③食鳥とたい等の異常の有無の確認を適切に行わなかったとき</p> |
| 根拠法令等 及び条項 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 3 条 |
| 処分基準 | <p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （食鳥処理衛生管理者） 第十二条 2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われぬように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。</p> <p>第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないときと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 前条第二項に規定する職務を怠ったとき。 三 第十五条第七項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかつたとき。</p> <p>（食鳥検査） 第十五条 7 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第十二条第六項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。</p> <p>・法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。</p> |
| ホームページ | |
| 備考 | |